

2.5時間で

# 丸わかり民法親族法改正 道場

✓ 実施形態

通信Web

✓ 対象者

- 2026年度本試験での合格を目指すすべての方
- すでに合格している方で、改正内容に関心のある方

✓ 担当講師

横溝慎一郎  
LEC専任講師



✓ 科目

民法

✓ 回数

全1回

✓ 使用教材

- 講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ 受講 (Web視聴) 期限

26/11/15 (日)

✓ お申込みはこちら



📄 講座内容

近年改正が相次いでいる親族法。「共同親権」など注目の改正内容が2026年4月1日に施行されることが決まりました。ということは今年度の試験範囲に含まれます。ということで、まだ試験で出されていない2024年4月施行の改正内容とともにしっかり確認しておきましょう。

📌 講座・レジュメのPOINT

2024年4月、2026年4月に施行されている親族法改正について、わかりやすく解説していきます。2026年度本試験を受験予定の方はもちろん、すでに合格している方で改正の内容を知ってみたい方にも最適です。また、当道場では下記の付録も手に入れることができます。  
【付録】 条文集 (改正条文のみ) / 一問一答ドリル

目次

- 2022年の親族法改正：嫡出推定制度の見直し
  - ① 嫡出推定制度の見直し 1
  - ② 女性の再婚禁止期間の廃止 4
  - ③ 嫡出否認制度の見直し 4
  - ④ 認知の無効の訴えの廃止の見直し 6
  - ⑤ 821条の新設 7
- ★ 2024年の親族法改正：子の養育に関するルールの見直し
  - ① 親の責務に関するルールの明確化 8
  - ② 親権・監護に関するルールの見直し 9
  - ③ 養育費の履行確保に向けた見直し 11
  - ④ 安全・安心な親子交際の実現に向けた見直し 11
  - ⑤ 財産分与に関するルールの見直し 12
  - ⑥ 養子縁組に関するルールの見直し 14
  - ⑦ その他 14

★ 2024年の親族法改正：子の養育に関するルールの見直し (2024年4月1日施行)

父母の権限等に抵触する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護・養育費・親子交際・養子縁組、財産分与等に関するルールの見直しが行われた。

1	親の責務に関するルールの明確化	変更点	日
【改正のポイント】			
父母は親権の行使にかかわらず、子どもの福祉において特別な地位にあるため、双方が適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことが重要である。そこで、親権関係の存続にかかわらず父母が子に対して養育費 (子どもの身の健全な発達を促すための衣食住を準備すること、衣服等に適切な衣服を準備し協力すること等) を明確化した (注1 表1第1項)。			
父母は、子どもの健全な発達を促すため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子自身と円滑な関係を維持することができるよう努めなければならない (注1 表1第2項)。			
父母は、養育費の履行確保のため、子に関する権利の行使に制限を課せられ、その子の福祉のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない (注1 表1第3項)。			
・「父母」は、親権者、監護者、養父、養母を含みます。			
・「子の人格尊重」とは、子の意見・意向を適切に尊重することを含む。			
親権は「権利」としてならず「義務」でもあると解されている。また、改正前は「親する」とされていた親権を、子に対する支配権であるという誤解が生じも懸念があった。そこで、親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化した (注1 表1第1項)。			

📅 スケジュール

回数	教材発送日	Web配信開始日
1	お申込後随時	お申込後随時

💰 受講料 (税込)

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通信Web	8,000円	7,600円	7,840円	GB26665

〈解約・返品について〉

1. 弊社所定紙面をご提出下さい。実施済受講料、手数料等を清算の上返金します。教材等の返送料はご負担いただきます。  
2. 詳細は <http://www.lec-jp.com/kouzamoushikomi.html> のLEC申込規定第3条をご覧ください。